

社会福祉法人方光会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人方光会(以下、「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 前条に規定する役員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 評議員
- (4) 監事
- (5) 第三者委員
- (6) その他理事長が必要と認めた者

(報酬及び費用弁償の額)

第3条 前条に規程する役員の報酬等の額は、次の表の通りとする。

役 職 名	報 酬
理事長	年額 600,000 円
理事・評議員	日額 5,000 円
監事	日額 20,000 円
第三者委員	日額 3,000 円
その他理事長が必要と認めた者	日額 3,000 円

備考 ア、理事長の報酬の至急に当たっては、この法人の業務として月3回以上の出勤(関係機関及び団体等の諸会議の行事出席を含む)を原則とする。なお、理事会、評議員会に出席の時には、理事・評議員の日額を支給し、監査及び第三者委員会に出席の時は、第三者委員会の日額を支給する。

イ、理事の報酬については、理事会及び評議員会に出席の場合とする。

ウ、監事の報酬については、この法人の監査の場合とし、この法人の開催する評議員会、理事会に出席の時は、理事・評議員の日額とする。

2 役員の旅費又は費用弁償については、次の表に定めるもののほか、この法人の職員旅費規程の規定の例による。

車 賃	摘 要
1km 当たり 37 円	但し、往復 2km 以上の者について適用する。

(報酬の支給方法)

第4条 日額報酬を受ける役員の報酬は、出席日数に応じその都度支給する。

但し、特別の事情によるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。